



# 1

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
西野田中津線（大淀北）外1用地測量登記業務委託
- 2 契約の相手方  
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

- 3 随意契約理由

本業務は、都市計画道路事業における新規事業区間「西野田中津線（大淀北）」及び「豊里矢田線（生野）」において事業用地取得等に伴う土地の調査、測量、登記図面等の作成並びに法務局備付け地図の訂正等を行うものである。

不動産の表示に関する嘱託登記では、土地の境界や沿革等を綿密に調査した上で、種々の資料調査、現地調査、測量などを行い、初めて具体的に処理すべき作業内容が定まる特殊な業務であり、用地境界確定には各種調査検討、周辺土地所有者との立会や協議などが必要で業務量は膨大である。

また、市内の法務局備付け地図は精度が低く、地図訂正の申出資料等の作成など多大な時間を要するため、迅速かつ正確な業務遂行が求められる。

都市計画道路事業にかかる用地取得の対象となる大半は私有財産であり、本業務においては土地の測量をして単に不動産登記簿に反映するのではなく、その土地にかかる権利の客体を明確化する必要があるが、事業区間は地権者が多数で、公図混乱地なども含まれており、調査対象用地ごとに多岐にわたる条件が存在している。

とりわけ、新規事業着手時に限っては、これら不確定な要素を含んだ土地を大量・集中的に取り扱う事となるため、当該業務地域の事情に精通・熟知した適任者を選任し、業務の変化に柔軟に対応できうる組織的体制を構築したうえで一斉処理を図ることは、事業遅延の要因となる用地境界確定業務の早期完了に繋がる極めて重要な選択といえ、不特定多数の参加を求め、競争原理に基づき契約の相手方を決定することは、その目的を達成するうえで必ずしも妥当でないと判断できる。

上記法人は、その専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量その登記嘱託の申請等を適切、かつ迅速に遂行する目的で設立された、唯一の公益法人であり、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有し、業務の履行に関する実績、技術力及び組織力を有していることから、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
建設局総務部測量明示課 （06-6615-6497）

## 2

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

新たな公園活用に向けたニーズ調査等業務委託

#### 2 契約の相手方

中央復建コンサルタンツ株式会社

#### 3 随意契約理由

本業務は、平成2年の国際花と緑の博覧会（花博）開催から30周年を記念し、建設局において実施している花博開催30周年記念事業の一環として、今後本市の公園緑化行政がめざす、新たな公園の活用に向けたニーズ調査等を行う業務である。

本業務では、公園活用に関するアイデア募集、試行実施、アンケート調査を行うこととしており、実践を通しながら検討を進め、その都度、結果を反映しながら調査検討を進める必要があることから、業務着手当初から、検討の方向性を見据えた具体的な調査分析プロセスの提案を求める必要がある。また、そのためには、事業者の公園の活用に関する近年の動向や課題、本事業の趣旨や目的に対する理解力を見極める必要がある。

以上のことから、民間事業者の知識や経験、調査分析力等を効果的に活用し、事業効果の最大化を図るために、公募型プロポーザル方式による契約相手方を決定することとした。

そのため、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会における意見を踏まえ、中央復建コンサルタンツ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局公園緑化部調整課（電話番号 06-6469-3817）

# 3

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

花博開催 30 周年記念イベント企画運營業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 産経アドス

### 3 随意契約理由

本業務は、平成 2 年の国際花と緑の博覧会（花博）開催から 30 周年を記念し、建設局において実施している花博開催 30 周年記念事業の一環として、秋に鶴見緑地で実施を予定しているイベントの企画運営を行う業務である。

本事業ではイベントの開催のみならず、花博 30 周年を契機として今後のみどりのまちづくりを展望することを大きな目的としていることから、事業者の本事業の趣旨や目的に対する理解力を見極める必要がある。また、イベントの企画検討にあたっては、民間事業者の持つイベント企画運営に関する知識やノウハウ、経験、専門性を活かし、来場者が楽しめる魅力的なプログラムの提案や、効果的な情報発信に関する提案を求める必要がある。

以上のことから、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力を効果的に活用し、事業効果の最大化を図るために、公募型プロポーザル方式による契約相手方を決定することとした。

そのため、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会における意見を踏まえ、株式会社 産経アドスと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

建設局公園緑化部調整課（電話番号 06-6469-3817）